

障がい者医療費助成制度実施状況一覧

平成29年9月1日現在

市 町	県制度のみ実施	市町上乗せ実施	対象者の範囲												所得制限	入院時食事療養費の助成	自己負担金	備 考	
			身体障害			知的障害			重複障害 IQ50以下 (B中) かつ4級	精神障害									
			3級 まで	4級 まで	5級 以上	35 以下 A	50 以下 B中	70 以下 B軽		1級 通院	1級 入院	2級 通院	2級 入院	3級 通院					3級 入院
津 市																有	無	無	精神障害者(1級、2級)入院費用(自己負担分)の2分の1を助成 精神科病院(法第19条の7)又は指定病院(法第19条の8)における90日を超える継続入院に限る
四日市市																有	無	無	戦傷病者にも適用。
伊勢市																有	無	無	
松阪市																有	有	無	
桑名市																有	無	無	
鈴鹿市																有	有	無	0～3歳年度未まで現物給付(H29.4.1変更)
名張市																有	無	無	障がい者医療の助成額、対象範囲療育手帳B中、B軽の自己負担額の1/2を助成。 精神障害者2級、3級の通院分、精神障害者1級、2級、3級の入院分の自己負担額の1/2を助成。 療育手帳B中、B軽、精神障害者1級入院、2級、3級の対象年齢を満70歳の誕生日の属する月の末日までとする。
尾鷲市																有	無	無	
龜山市																無	有	無	
鳥羽市																有	無	無	精神障害者2級の通院分の自己負担額の1/2を助成。
熊野市																有	無	有	IQ50以下または療育手帳B中度まで対象範囲の拡大分については自己負担有り
いなべ市																有	無	無	
志摩市																有	無	無	療育手帳B(中度)の自己負担額を助成。 精神障害者2級の通院分の自己負担額の1/2を助成。 (H29.9.1変更)
伊賀市																有	無	無	
木曽岬町																有	無	無	
東員町																有	有	無	障害児福祉手当+80万円
菰野町																有	有	無	
朝日町		○		○			○									有	無	無	
川越町																無	有	無	
多気町					5級											有	無	無	
明和町																有	無	無	
大台町																有	無	無	
玉城町																有	無	無	
度会町																有	無	無	
御浜町																有	無	無	
紀宝町																無	有	無	
大紀町																有	有	無	
南伊勢町																無	無	無	
紀北町																有	無	無	
合 計	2	27	14	14	1	2	19	8	29	29	4	6	3	1	1	有25	有8	有1	